

平成15年 6月27日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベア株式会社

代表取締役 山 本 次 男

第57回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第57回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 平成15年 3月31日現在貸借対照表、第57期(平成14年 4月 1日から平成15年 3月31日まで)営業報告書及び損益計算書の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第57期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、配当金は1株につき7円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

定款の変更内容は、後記「定款新旧対照表」のとおりであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり取締役として山本次男、貝沼由久、山岸孝行、小原陸郎、水上龍介、瀬ノ上顕治、竹中東聖、道正光一、松岡 敦、チャンチャイ・リータヴォン(以上重任)の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、松岡 敦及びチャンチャイ・リータヴォンの両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり監査役として森 慎一、天野義紀(以上重任)、平出 功(新任)の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、平出 功氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役三枝正人、竹内留四郎の両氏及び退任監査役内田稔朗氏、また、取締役を退任し、執行役員に就任する山口 喬、丸田富弘、沢村貞夫、平尾明洋、大木貞彦、仲 卓也、清水征夫、山中雅義、眞瀬俊二、加藤木洋治、藤澤 進、長田政光、岡宮秋雄の13氏に対し、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することを承認可決されました。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬額は月額2,500万円以内と決定いたしました。

【定款新旧対照表】

(下線は変更部分を示す)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 本会社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入</p> <p>(1)鋼球及び球入軸受類</p> <p>(2)電気回転機器、制御機器及び減速機器</p> <p>(3)半導体素子、電子応用機器及び精密機器</p> <p>(4)航空機又は飛しょう体搭載用装置、部品及び材料並びに関連機器</p> <p><u>(5)溶接機器</u></p> <p><u>(6)医療機器及び医療用具</u></p> <p><u>(7)電子音響機器</u></p> <p><u>(8)螺子製品及び関連金属製品並びに関連治工具類</u></p> <p><u>(9)普通鋼線、特殊鋼線及び棒鋼</u></p> <p><u>(10)火工品、拳銃及びその他の銃砲</u></p> <p><u>(11)土木用計測機器</u></p> <p><u>(12)家庭用電気製品、電気機械器具、産業用機械器具及びこれに関連する機械器具、車輛用機器及び理化学用機械器具</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 本会社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入</p> <p>(1)鋼球及び球入軸受類</p> <p>(2)電気回転機器、制御機器及び減速機器</p> <p>(3)半導体素子、電子応用機器及び精密機器</p> <p>(4)航空機又は飛しょう体搭載用装置、部品及び材料並びに関連機器</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5)医療機器及び医療用具</u></p> <p><u>(6)電子音響機器</u></p> <p><u>(7)螺子製品及び関連金属製品並びに関連治工具類</u></p> <p><u>(8)普通鋼線、特殊鋼線及び棒鋼</u></p> <p><u>(9)火工品、拳銃及びその他の銃砲</u></p> <p><u>(10)土木用計測機器</u></p> <p><u>(11)家庭用電気製品、電気機械器具、産業用機械器具及びこれに関連する機械器具、車輛用機器及び理化学用機械器具</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p><u>(13)自動車用車輛及びその他の重要部分品</u> <u>(14)非鉄金属ダイカスト製品</u> <u>(15)家具、室内インテリア、美術工芸品及び室内装飾品</u> <u>(16)駐車装置及びその部品</u> <u>(17)前記各項記載の製品の製造に必要な機械、機器及び部品</u></p> <p>2. 各種計測に関するコンサルタント業務及び電気工事の請負並びに設計監督</p> <p>3. 熱処理加工及び表面処理加工</p> <p>4. 板金加工及びプレス加工</p> <p>5. 下記に掲げるものの販売</p> <p><u>(1)化粧品、医薬品、医薬部外品及びスポーツ用品</u> <u>(2)履物、日用品雑貨及び家具装飾品</u> <u>(3)教育用機器及び図書類</u> <u>(4)酒類、清涼飲料水等飲料品</u></p> <p>6. <u>和装品、洋装品、寝装品の製造加工及び販売</u></p> <p>7. <u>時計、貴金属、宝石、毛皮製品その他各種装飾品の加工及び販売</u></p> <p>8. <u>1.の(12)の製品及び家具装飾品のリース業</u></p> <p>9. <u>不動産の売買、賃貸借並びにその仲介及び管理業</u></p> <p>10. <u>金銭貸付業</u></p> <p>11. <u>結婚式場、着付け・料理教室、食堂及びレストランの経営</u></p> <p>12. <u>生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業</u></p> <p>13. 下記に掲げるものの輸出入、輸出入手続きの事務代行及び販売</p> <p><u>(1)花卉、種苗、蔬菜、果実、緑化植物、園芸植物</u> <u>(2)豚その他の動物及びこれらの皮革、内臓並びに各種食料品</u> <u>(3)愛玩動物及びこれらの飼養に関する器具並びに飼料</u> <u>(4)プレハブ住宅</u></p>	<p><u>(12)自動車用車輛及びその他の重要部分品</u> <u>(13)非鉄金属ダイカスト製品</u> (削除)</p> <p><u>(14)駐車装置及びその部品</u> <u>(15)前記各項記載の製品の製造に必要な機械、機器及び部品</u></p> <p>2. 各種計測に関するコンサルタント業務及び電気工事の請負並びに設計監督</p> <p>3. 熱処理加工及び表面処理加工</p> <p>4. 板金加工及びプレス加工 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>5. <u>不動産の売買、賃貸借並びにその仲介及び管理業</u></p> <p>6. <u>金銭貸付業</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>14. <u>畜産、水産用飼料及び畜産、水産用機械器具の輸出入、輸出入手続きの事務代行、製造及び販売</u></p> <p>15. <u>畜産業経営に関するコンサルティング業務</u></p> <p>16. <u>その他前各号に付帯関連する事業</u></p> <p>17. <u>有価証券投資</u></p> <p>第2章 株式 (新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第7条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。 本会社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱</u>その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第8条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱その他の株式に関する諸手続及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>7. <u>その他前各号に付帯関連する事業</u></p> <p>8. <u>有価証券投資</u></p> <p>第2章 株式 (単元未満株式の買増請求) 第7条 <u>単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を本会社に請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第8条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。 本会社の株主名簿、<u>実質株主名簿及び株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱</u>その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第9条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱</u>その他の株式に関する諸手続及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日) 第9条 本会社は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主（<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。</u>以下同じ。）をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことがある。</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会招集の時期) 第10条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(株主総会の議長) 第11条 株主総会は、<u>取締役社長が議長となり、取締役社長に欠員又は事故があるときは、</u>予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</p> <p>(議決権の代理行使) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) 第14条 本会社の取締役は<u>35名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任) 第15条 現行どおり</p>	<p>(基準日) 第10条 本会社は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことがある。</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の開催) 第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。 <u>株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地、又は東京都区内において開催する。</u></p> <p>(株主総会の議長) 第12条 株主総会は、<u>代表取締役が議長となり、代表取締役が複数あるとき、又は欠員もしくは事故あるときは、</u>予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 <u>商法第343条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) 第15条 本会社の取締役は<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任) 第16条 現行どおり</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第16条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長、<u>取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を置くことができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第17条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長各1名を置くことができる。</p>
<p>(取締役の分掌) 第17条 取締役会長は、業務の大綱を総攬し、取締役副会長は取締役会長を補佐する。<u>取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐して会社の日常業務を処理する。</u> 取締役会長に事故があるときは、取締役副会長が代行し、<u>業務の大綱を総攬する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が代行し、会社業務の全般を統轄する。</u></p>	<p>(取締役の分掌) 第18条 取締役会長は、業務の大綱を総攬し、取締役副会長は取締役会長を補佐する。<u>代表取締役は、会社を代表し、会社業務全般の執行状況を監督する。</u> 取締役会長に事故があるときは、取締役副会長が代行する。<u>代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が代行する。</u></p>
<p>(取締役の任期) 第18条 現行どおり</p>	<p>(取締役の任期) 第19条 現行どおり</p>
<p>(取締役の報酬) 第19条 現行どおり</p>	<p>(取締役の報酬) 第20条 現行どおり</p>
<p>(取締役会の議長及び招集) 第20条 取締役会は、<u>取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に欠員又は事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</u> 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発する。但し、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の議長及び招集) 第21条 取締役会は、<u>代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役が複数あるとき、又は欠員もしくは事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</u> 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発する。但し、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第21条 現行どおり</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第22条 現行どおり</p>
<p>(相談役及び顧問) 第22条 現行どおり</p>	<p>(相談役及び顧問) 第23条 現行どおり</p>
<p>(取締役会規則) 第23条 現行どおり</p>	<p>(取締役会規則) 第24条 現行どおり</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第24条 現行どおり</p> <p>(監査役の選任) 第25条 現行どおり</p> <p>(監査役の任期) 第26条 現行どおり</p> <p>(監査役の報酬) 第27条 現行どおり</p> <p>(常勤監査役) 第28条 現行どおり</p> <p>(監査役会の招集) 第29条 現行どおり</p> <p>(監査役会の決議方法) 第30条 現行どおり</p> <p>(監査役会規則) 第31条 現行どおり</p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期日) 第32条 現行どおり</p> <p>(利益配当金) 第33条 現行どおり</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第25条 現行どおり</p> <p>(監査役の選任) 第26条 現行どおり</p> <p>(監査役の任期) 第27条 現行どおり</p> <p>(監査役の報酬) 第28条 現行どおり</p> <p>(常勤監査役) 第29条 現行どおり</p> <p>(監査役会の招集) 第30条 現行どおり</p> <p>(監査役会の決議方法) 第31条 現行どおり</p> <p>(監査役会規則) 第32条 現行どおり</p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期日) 第33条 現行どおり</p> <p>(利益配当金) 第34条 現行どおり</p>

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役が選任され、就任いたしました。

代表取締役 山本次男

また、同取締役会において、次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

(※印は取締役であります。)

※社長執行役員	山本次男	執行役員	山中雅義
※専務執行役員	貝沼由久	執行役員	眞瀬俊二
※専務執行役員	山岸孝行	執行役員	加藤木洋治
※専務執行役員	小原陸郎	執行役員	藤澤進
※専務執行役員	水上龍介	執行役員	長田政光
※専務執行役員	瀬ノ上顕治	執行役員	岡宮秋雄
※専務執行役員	竹中東聖	執行役員	小林英一
※常務執行役員	道正光一	執行役員	新島基之
常務執行役員	山口喬	執行役員	森忠彦
常務執行役員	丸田富弘	執行役員	矢島裕孝
執行役員	沢村貞夫	執行役員	岩佐正男
執行役員	平尾明洋	執行役員	藤田博孝
執行役員	大木貞彦	執行役員	榛葉国雄
執行役員	仲卓也	執行役員	望月淳一
執行役員	清水征夫		

配当金のお支払いについて

第57期配当金は、6月30日よりお支払いいたしますので、同封の「郵便振替支払通知書」により、ご便宜の方法でお受取り下さい。

また、銀行預金口座への振込をご指定の方には、「第57期利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封ご送付申し上げましたので、ご確認下さい。